

施工条件の明示

工事名：県単河川総合開発（緊急浚渫）工事
（堆積土掘削工その2）

路線・河海名：二級河川養老川水系養老川

工事箇所：市原市 本郷 外

千葉県高滝ダム管理事務所

条件明示事項	
影響を受ける他の工事	
①先に発注された工事で、当該工事の工程が影響される工事 a.工事名：県単河川総合開発(緊急浚渫)工事(搬路整備・仮置土運搬工その4) b.上記工事の発注者：千葉県高滝ダム管理事務所 c.影響内容：堆積土の仮置場への運搬。 d.具体的な制約：仮置場の土砂を搬出した後に本工事の堆積土を運搬する必要がある。 e.その他事項：	
関連機関等との協議に未成立なものがある場合の制約等	
①協議の成立時期、内容等の明示。 a.関連機関：市原土木事務所 b.制約内容：制約はなし c.協議内容：運搬計画届出書の提出(運搬の期間、時間、経路など) d.成立見込時期：提出から約1か月	
事業損失等、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合	
①騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等の事業損失が懸念される場合の事前・事後調査を行うことを明示 a.懸念事項：低騒音 b.事前・事後調査の有無：無 c.調査箇所： d.調査時期： e.調査方法： f.その他：騒音、粉塵には特に注意し、過積載を行わないこと。近隣住民に対して誠意をもって対応すること。	
②当初と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示 a.内容：特記仕様書による。	
保全設備・保安要員の配置等が必要な場合	
①交通誘導警備員・保安要員等の配置が必要な場合の明示 a.対象工種：土砂等運搬 b.対象箇所：市原市本郷地先、市原市飯給地先 c.対象期間：土砂運搬作業期間 d.対象要員：特記仕様書による。 e.その他：一般交通に対し適切な誘導を行うこと。	
一般道路を搬入路として使用する場合	
③地元対応等の特筆すべき事項の明示 a.内容：土砂運搬時の振動及び粉塵 b.対象区間：土砂搬出箇所付近(市原市本郷地先)、土砂搬入箇所付近(市原市飯給地先) c.期間：土砂運搬作業期間	
建設副産物を搬出する、特定建設資材・再生材を使用する工事の場合	
②建設副産物実態調査の対象工事の明示 a.内容：特記仕様書による。	
建設発生土及び建設汚泥処理土	
①他工事の箇所へ搬出する場合の明示 a.搬出箇所・距離：特記仕様書による。 b.搬出先工事名：特になし。 c.搬出先の受入条件：特になし。 d.その他：特になし。	
②当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する旨を明示 a.内容：特記仕様書による。	